

京都地方税機構職員の定年等に関する条例

平成21年12月14日
京都地方税機構条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律又は法律に基づく他の条例で別に定めるものを除き、職員の定年等及び再任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等)

第2条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の2第1項及び第2項並びに第28条の3の規定により条例で定めることとされている職員の定年等に関し必要な事項については、職員の定年等に関する条例(昭和59年京都府条例第57号)の例による。

(再任用)

第3条 法第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第6条の規定により条例で定めることとされている職員の再任用に関し必要な事項については、職員の再任用に関する条例(平成13年京都府条例第19号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。